宇佐市小規模事業者等エネルギー価格高騰対策給付金申請書兼請求書

宇佐両院商工会 会長 様

・店舗と申請者住所が違う場合に

「申請者住所」記入

・法人の場合は記入しない

申請日 令和 5年 8月10日

事業所住所: 字佐市安心院町OOxxxx-xx

申請者住所:

屋号・法人名: 〇〇〇〇

代表者:字佐太郎 ⑩

業 種: **OO業**

生年月日:大正・昭和・平成 ○○年 ○○月 ○○日

電話番号:(0978) XX-XXXX

宇佐両院商工会会員・非会員(いずれかにOをして下さい)

標記給付金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請及び請求額 金 30,000 円

※ 個人:30,000円 法人:50,000円

〇振込先

フリガナ	ウサ	タロウ										
口座名義	宇佐	太郎										
			☑銀行〔	□金庫	本・支	店名						+ r=
金融機関名	大分	□信組 □農協		(ゆうちょ銀行の		の	安心院			□本店 ☑支店		
)	場合は店	名)		\$.10.	17L		∠.⊻.	
種別	☑普通	口当座	口その他	□座番号		1	2	<u>3</u>	4	<u>5</u>	<u>6</u>	7

※ゆうちょ銀行は通帳見開き下部に記載している「店名(漢字)・預貯金種目・口座番号(7桁)をご記入ください

○添付書類
 通帳の写し

以下には記入しないでください。

宇信	左市確認番号				
書	類確認欄				
	申請書及び誓約書 ・表面記載内容 ・裏面申請者署名)	添付書類 ・事業が継続され ・通帳の写し	こているか	確認者欄

宇佐市小規模事業者等エネルギー価格高騰対策給付金申請に係る誓約書兼同意書

- 1. 下記事項に間違いありません。
- 2. この誓約及び申請が虚偽であることにより、申請の不決定又は決定取消により給付金の不支給、返還請求 又はその他の宇佐市、宇佐商工会議所及び宇佐両院商工会が行う措置により不利益を被ることになっても、 異議は一切申し立てません。給付金の返還請求があった場合、30日以内に返還します。
- 3. 申請書提出時において、市税の滞納はありません。また、今後も誠意をもって納税することに同意します。
- 4. 給付に必要な住民基本台帳情報及び課税情報を宇佐市が確認することに同意します。
- 5. 給付に必要な資料を市、宇佐商工会議所及び宇佐両院商工会に求められた場合、該当資料を提出します。
- 6. 令和5年6月1日以前より事業を行っており、今後も事業を継続します。
- 7. 次の①~⑦のいずれにも該当しません。また、大分県警察本部に該当の有無の照会を承諾します。
 - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は 暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ⑦暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者

次の項目に回答して下さい。

【個人事業者はこちらに記入してください】

1. 令和4年分の事業収入の確定申告を行っている。

(はい・いいえ)

若しくは、創業間もないため初回の申告をしていない。

(創業年月日:令和 年 月 日)

2. 令和5年6月1日以前から現在まで宇佐市に住民票があり、市内に事業所がある。 若しくは、市外に住民票があるが、令和5年6月1日以前から現在まで事業所が 市内にある。

(はい・いいえ)

3. 「宇佐市小規模事業者等エネルギー価格高騰対策給付金」の給付対象者に該当します

(はい・いいえ)

【法人事業者はこちらに記入してください】

4. 申請日の直近の確定申告(又は決算処理)を行っている。

(はい・いいえ)

若しくは、創業間もないため初回の申告をしていない。

(創業年月日:令和 年 月 日)

5. 令和5年6月1日以前から現在まで事業所が宇佐市内にある。

(はい・いいえ)

6. 「宇佐市小規模事業者等エネルギー価格高騰対策給付金」の給付対象者に該当します (はい

(はい・いいえ)

※該当項目のすべての「はい」にOがあることで給付対象となります。

申請者署名(直筆) 字佐 太郎

※表面に記載漏れがないかご確認ください。